別表第五中第七十七号を第七十九号とし、第七十二号から第七十六号までを二号ずつ繰り下げ、第七十一号を第七十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十三	二・二′―［（二R）―一―（｛［（二・五―ジクロロベンゾイル）アミノ］アセチル｝アミノ）―三―メチルブチル］―五―オキソ―一・三・二―ジオキサボロラン―四・四―ジイル）二酢酸（別名イキサゾミブクエン酸エステル）及びその製剤

別表第五中第七十号を第七十一号とし、第六号から第六十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　アフリベルセプト　ベータ及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第三十二号）の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十二」を「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十四」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十九号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百六十四号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「第二十一条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条第二項中「第二十一条第三号」を「第十五条第三号」に改め、同条第三項中「第二十一条第四号」を「第十五条第四号」に改め、同条第四項中「第二十一条第五号」を「第十五条第五号」に改め、同条第五項中「第二十一条第六号」を「第十五条第六号」に改め、同条第六項中「第二十一条第七号」を「第十五条第七号」に改め、同条第七項中「第二十一条第九号」を「第十五条第九号」に改め、同条第八項中「第二十一条第十号」を「第十五条第十号」に改め、同条第九項中「第二十一条第十一号」を「第十五条第十一号」に改め、同条第十項中「第二十一条第十二号」を「第十五条第十二号」に改め、同条第十一項中「第二十一条第十三号」を「第十五条第十三号」に改め、同条第十二項中「第二十一条第十四号」を「第十五条第十四号」に改め、同条第十三項中「第二十一条第十五号」を「第十五条第十五号」に改め、同条第十四項中「第二十一条第十六号」を「第十五条第十六号」に改め、同条第十五項中「第二十一条第十七号」を「第十五条第十七号」に改め、同条第十六項中「第二十一条第十八号」を「第十五条第十八号」に改め、同条第十七項中「第二十一条第十九号」を「第十五条第十九号」に改め、同条第十八項中「第二十一条第二十号」を「第十五条第二十号」に改め、同条第十九項中「第二十一条第二十一号」を「第十五条第二十一号」に改め、同条第二十項中「第二十一条第二十二号」を「第十五条第二十二号」に改め、同条第二十一項中「第二十一条第二十三号」を「第十五条第二十三号」に改め、同条第二十二項中「第二十一条第二十四号」を「第十五条第二十四号」に改め、同条第二十三項中「第二十一条第二十五号」を「第十五条第二十五号」に改め、同条第二十四項中「第二十一条第二十六号」を「第十五条第二十六号」に改め、同条第二十五項中「第二十一条第二十七号」を「第十五条第二十七号」に改め、同条第二十六項中「第二十一条第二十八号」を「第十五条第二十八号」に改め、同条第二十七項中「第二十一条第二十九号」を「第十五条第二十九号」に改める。

第四十九条の二第一項中「第二十三条の二第一号」を「第十八条第一号」に改め、同条第二項中「第二十三条の二第二号」を「第十八条第二号」に改め、同条第三項中「第二十三条の二第三号」を「第十八条第三号」に改める。

第五十四条中「第八十七条第十四項」を「第八十七条第十一項」に改める。

様式第二十一を次のように改める。

様式第21（第54条関係）

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第11項の規定による

立　入　検　査　証

職名及び氏名

写真

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　　印

裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜すい

第87条　経済産業大臣は、第7条第1項及び第5項、第7条の4第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第3項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第17条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第3項（第19条の2第1項及び第4項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等において、エネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、第7条の2第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第7条の3第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第8条第1項（第19条の2第1項及び第19条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、その職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。